

自 整 第 6 7 号
平 成 7 . 3 . 2 7
改正 自 整 第 2 0 6 号
平 成 8 . 1 1 . 8
改正 自 技 第 2 3 2 号 の 2
自 整 第 1 7 7 号 の 2
平 成 1 0 . 1 1 . 1 9
改正 国 自 整 第 1 0 7 号 の 2
平 成 1 7 . 1 2 . 2 2
改正 国 自 整 第 5 7 号
平 成 1 8 . 8 . 3
改正 国 自 整 第 7 4 号
平 成 1 9 . 7 . 3 1
改正 国 自 整 第 1 3 0 号
平 成 2 0 . 2 . 1
改正 国 自 整 第 8 5 号
平 成 2 0 . 1 0 . 1 0
改正 国 自 整 第 2 8 0 号
令 和 2 . 2 . 6
改正 国 自 整 第 1 0 5 号
令 和 6 . 8 . 6

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則(以下「指定規則」という。)第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要(道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」という)第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者を外注した場合を含む。)及び交換した部品を記載すること。

この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。

なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者を外注した場合にあっては、別紙の記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。

2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の

欄(指定規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項(施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。)と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。

3. 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う検査の結果を記載すること。この場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
4. 「目視等による検査」の欄については、目視、ハンマ等を用いて行う検査結果を記載すること。
5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。
 - (1) 「点検及び整備の概要等」の欄については、記1. によること。
 - (2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。
 - (3) 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う点検の結果を記載すること。また、整備を実施した場合であって、検査用機械器具等を用いて検査したときにあつては、その結果を記載すること。これらの場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
 - (4) 「目視等による検査」の欄については、指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。
6. 第2項から第5項((1)を除く。)について、道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。

附則(平成20年10月10日 国自整第85号)

本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があつた場合は、なお従前の例による。

附則(令和2年2月6日 国自整第280号)

- 1 本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 本改正規定による改正後の第1項の規定中「他の自動車特定整備事業者」とあるのは、令和6年3月31日までは、「他の自動車特定整備事業者又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第2条第2項の規定の適用を受けている者」とする。

附則(令和6年8月6日 国自整第105号)

- 1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。

黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

1. 黒煙規制車の検査について

(1) 最初から視認により判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスト 適 % m ⁻¹

(2) 黒煙測定器を用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスト 20 % m ⁻¹

(3) オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスト 0.75 % m ⁻¹

(4) オパシメータを用いた測定においてスクリーニング基準値を超え、視認により判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスト 適 % m ⁻¹

別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m⁻¹]を明確に記載する。

2. オパシ規制車の検査について

(1) オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスト 0.75 % m ⁻¹

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 走行用前照灯の検査により判断した場合

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
		5 8 cm
光 軸	上	下
	5 cm	1 0 cm
光 度	左・右	左・右
	1 5 cm	2 0 cm
光 度	主×100	主×100
	1 6 0 cd	1 6 0 cd
度	副×100	副×100
	cd	cd

(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合

① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
		すれ違い灯
	5 8 cm	5 8 cm
光 軸	下	下
	1 0 cm	1 0 cm
光 度	左・右	左・右
	5 cm	2 0 cm
光 度	主×100	主×100
	cd	cd
度	副×100	副×100
	8 0 cd	8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。
(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値
を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。
(以下、②及び③についても同じ。)

② スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
	すれ違い灯	
	5 8 cm	5 8 cm
光	下 スクリーン	下
	1 0 cm	1 0 cm
軸	<input type="checkbox"/> 左・右	左・ <input type="checkbox"/> 右
	5 cm	2 0 cm
光 度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「光軸」の欄に「スクリーン」と記入する。

③ カットオフラインが確認できない場合(レンズの表面にくもりがないものに限る)又は、カットオフ無しの場合(指定自動車等以外の自動車に限る)

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し	
	5 8 cm	5 8 cm
光	下	下
	5 cm	5 cm
軸	<input type="checkbox"/> 左・右	左・ <input type="checkbox"/> 右
	1 0 cm	1 0 cm
光 度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

④カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る)

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフライン 5 8 cm	
光 軸	下	下
	5-6 cm	cm
光 度	左・右	左・右
	cm	cm
主×100		
	cd	cd
副×100		
	3 5 cd	cd

(注)「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

⑤カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る)

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
	すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	
光 軸	下	下
	5-6 cm	cm
光 度	左・右	左・右
	cm	cm
主×100		
	100 cd	cd
副×100		
	4 5 cd	cd

(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量が除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制 動 力				
前	前軸	右	軸重	左右差
		2800 N		200 N
		左		
		3000 N	595 kg	0.34 N/kg
軸	後軸	右	軸重	左右差
		N		N
		左		
		N	kg	N/kg
後	前軸	右	軸重	左右差
		N		kg
		左		
		N	N/kg	N/kg
軸	後軸	右	軸重	左右差
		1600 N		440 kg
		左		
		1500 N	7.04 N/kg	0.23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8.59 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2.31 N/kg

(注) 各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55kg を加えた値を前軸の「軸重」欄に記載する。

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の緩和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制 動 力				
前	前軸	右	軸重	左右差
		1400 N		100 N
		左		
		1500 N	595 kg	0.17 N/kg
軸	後軸	右	軸重	左右差
		N		N
		左		
		N	kg	N/kg
後	前軸	右	軸重	左右差
		N		kg
		左		
		N	N/kg	N/kg
軸	後軸	右	軸重	左右差
		800 N		440 kg
		左		

		700 N	3.40 N/kg	0.23 N/kg
計		4400 N	車両重量	湿 4.25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2.31 N/kg

(注)制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記入する。

- (3) 前軸の前車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制 動 力				
前	前軸	右	軸重	左右差
		1400 N		100 N
		左	軸重	左右差
		全車輪ロック	595 kg	0.17 N/kg
軸	前後軸	右	軸重	左右差
		N		N
		左	軸重	左右差
		N	kg	N/kg
後	前後軸	右	軸重	左右差
		N	kg	N
		左	軸重	左右差
		N	N/kg	N/kg
軸	後後軸	右	軸重	左右差
		800 N	440 kg	100 N
		左	軸重	左右差
		700 N	3.40 N/kg	0.23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4.25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2.31 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記入する

- (4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制 動 力				
前	前軸	右	軸重	左右差
		2800 N		200 N
		左	軸重	左右差
		3000 N	595 kg	0.34 N/kg
軸	前後軸	右	軸重	左右差
		N		N
		左	軸重	左右差
		N	kg	N/kg
後	前後軸	右	軸重	左右差
		N	kg	N

後軸	左	N	N/kg	N/kg
	右	1600 N	440 kg	100 N
後軸	左	1500 N	7.04 N/kg	0.23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8.59 N/kg
手動	全車輪ロック	1900 N	1035 kg	1.83 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

- ①主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
- ②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

走行テスト等の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認
--------------	---------------------------------

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例

- ・外注先整備工場名(所在地): ○○自動車整備工場(東京都千代田区霞が関2-1-3)
- ・外注した整備内容: フロントバンパ交換及びエーミング作業
- ・外注作業完了日: 令和○年○月○日
- ・外注部分できばえ確認: 済(※きばえ確認のチェックは「レ」点でも可)